

新旧対照表

2023年3月10日改正

証券総合取引約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第 19 条 (本人認証)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. (削除)</p> <p><u>2.</u> (変更なし)</p> <p><u>3.</u> (変更なし)</p> <p><u>4.</u> (変更なし)</p>	<p>第 19 条 (本人認証)</p> <p>1. 当社は、本サービスのご利用に際して、ログイン ID およびログインパスワードまたは生体認証が当社のシステムに登録されているものとの一致、さらにお取引や当社が定めるお手続き、本サービス等をご利用になる場合には、取引暗証番号が当社のシステムに登録されているものとの一致により、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人による行為とみなして、本サービスをご提供いたします。なお、以下、お客様コード、ログイン ID、パスワード、取引暗証番号を総称してパスワード等といいます。</p> <p><u>2. 当社は、前項の認証によりログインを許可した場合、お客様へログイン通知のメールをお送りいたします。お客様ご自身が操作をしていないにも関わらず、当該メールを受信した場合には、不正に利用された可能性がございますので、お心当たりのない場合には、当社カスタマーセンターへご連絡ください。なお、定期的にパスワード等を変更するなど、必要な措置を行ってください。</u></p> <p><u>3.</u> 当社は、メール等による問い合わせをいただいた場合で本人認証が必要なときには、パスワード等の一部、またはお客様からお伝えいただいた情報と当社における登録情報とを照合する方法により本人認証を行います。</p> <p><u>4.</u> お客様が当社に第 64 条に掲げる届出事項の変更等、または新たにサービス等のお申し込みを行う場合には、当社は、お客様に対し変更届出事項の変更等またはサービス等のお申し込みの都度本人確認書類等の提供を求めることができるものといたします。</p> <p><u>5.</u> 当社よりスマートフォン以外の方法にてログインをご依頼する場合は、別途お客様にご</p>

<p><u>附 則 (2023 年 3 月 10 日変更)</u> <u>この約款は、2023 年 3 月 10 日よりお客様 とのお取引に適用します。</u></p>	<p>案内する前各項とは異なる方法により本人 認証を行うことがあります。</p> <p>(追加)</p>
--	--

以上